

12 その他の制度

1 市立文化・体育施設の利用料の免除

利用の際にミライロIDもしくは手帳を提示してください。

施設名	本人	介護者	問合せ先
よつ葉アリーナ十勝 (帯広市総合体育館)	無 料	障害者1人 につき、 介護者1人 無料	(市)スポーツ課 市役所8階 (☎ 65-4210)
帯広の森 (陸上競技場・体育館・アイスアリーナ・ 第二アイスアリーナ・スポーツセンター・ 市民プール・弓道場・アーチェリー場・研 修センター(トレーニング室のみ))			
明治北海道十勝オーバル (帯広の森屋内スピードスケート場)			
光南小学校屋内水泳プール			
豊成小学校屋内水泳プール			
啓西小学校屋内水泳プール			
とかちプラザ トレーニングルーム・軽運動室 ・フィットネススタジオ			とかちプラザ (☎ 22-7890)
森の交流館・十勝 多目的ホール			(市)森の交流館・十勝 (☎ 34-0122)
百年記念館 常設展示室			(市)百年記念館 (☎ 24-5352)
児童会館 展示室・プラネタリウム			(市)児童会館 (☎ 24-2434)
動物園			(市)動物園 (☎ 24-2437)

※個人使用の場合のみに限ります。詳しくは、各施設にお問合せ下さい。

2 道立美術館・観覧料の免除

ミライロIDもしくは手帳を提示すると、本人及び引率者の常設展観覧料が無料となります。特別展については、都度ご確認ください。

【問合せ先】 北海道立帯広美術館 ～ 緑ヶ丘2番地 (☎ 22-6963)

3 携帯電話基本使用料等の割引

携帯電話基本使用料等が割引になる場合があります。

写真付きの手帳を必要とする場合や、実施していない場合もありますので、各携帯電話会社にお問合せください。

4 NTTの電話番号案内の無料措置(ふれあい案内)

NTTの電話番号案内の無料措置には、事前のご登録が必要です。

ご登録のお申し込み、お問合せは、以下のフリーダイヤルへお問合せください。

【問合せ先】フリーダイヤル 0120-104-174

※ホームページからも、「ふれあい案内」のご登録・ご利用方法についてご覧いただけます。

東日本エリア：<https://web116.jp/phone/numguide/>

西日本エリア：<https://www.ntt-west.co.jp/csr/vibrant/contribution/welfare/service/>

5 権利擁護

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方は、自分の財産管理や福祉サービスを受けるための契約などの法律行為を自分で行うことが困難であり、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力が不十分な方々を保護し、支援するため成年後見制度や日常生活自立支援事業などの制度があります。

[相談の窓口]

法定 後見等	釧路家庭裁判所 帯広支部 ～ 東8条南9丁目1番地 (☎23-5157)
任意 後見等	帯広公証人合同役場 ～ 西6条南6丁目3番地ソネビル3階 (☎22-6789)
制度 全般	帯広市成年後見支援センターみまもーる ～ 公園東町3丁目9-1 グリーンプラザ内 (☎20-3225)

6 生活保護費の障害者加算

手帳を所持している方や障害年金、特別児童扶養手当、福祉手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当）、特別障害給付金を受給している方は、生活保護費の加算が受けられる場合があります。詳細については、下記までお問い合わせください。

【問合先】 (市)生活支援第1課 ～ 市役所1階 (☎65-4156)

7 おびひろ避難支援プラン

災害時に自力で避難することが困難な障害者などに、地域の方々などに見守っていただく体制を整え、安否確認や避難誘導などの支援をいただくものです。なお、令和6年5月に本プランを改正しました。

1. 対象者	手帳の交付を受けている方 等 ※在宅で、避難することに支障がある方が対象です。詳細は、帯広市HPよりご確認ください。 【URL】 https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/kurashi/bousai/keikaku/1002348.html
2. 支援者	・「避難支援等関係者」※の協力のもと、支援者を調整します。なお、必ず支援者が確保されるとは限りません。 ・災害時は支援者の方も被災することがあります。支援者が決まった場合でも、災害時の支援が必ず受けられることを保障するものではありません。日頃から、各ご家庭でも必要な備えをお願いします。 ※町内会、地域の個別計画作成協議会、福祉専門職など
3. 問合先	(市)危機対策課 ～ 市役所5階 (☎65-4103)

8 保育料及び副食費の減免

市町村民税所得割課税額が77,101円未満で、世帯に障害児（者）がいる場合は、保育料及び公立保育所の副食費が減免になる場合があります。

詳しくは下記の連絡先までお問い合わせください。

問合先	(市)こども課～ 市役所3階 (☎65-4158)
-----	---------------------------